

「熊本城 REVIVAL2026」冬企画展業務 基本仕様書

1 委託業務名

「熊本城 REVIVAL2026」冬企画展業務委託

2 業務の目的

本市では平成 28 年 4 月の熊本地震発災後、震災復興計画を策定し、5 つの復興重点プロジェクトの 1 つとして、熊本のシンボルである特別史跡熊本城跡の復旧に取り組んできた。

今年度、熊本地震から 10 年という節目を迎えるにあたり、本市の復旧・復興を振り返り、熊本城及び周辺地域において一年を通じて四季ごとに関連イベント（総称：熊本城 REVIVAL2026）を実施する。

本業務は、その冬のイベントとして「後の世へ」をテーマに、これから復旧が進められる熊本城の姿を紹介する企画展示を行い、再来訪につなげることを目的とする。

また、本イベントを通じて熊本城の更なる復旧に向けた関心と協力を促進し、震災の風化防止や熊本地震の教訓を後世へと継承していく意識の醸成を図ることを目的とする。

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（水）まで

5 事業内容

（1）開催概要

会 場：熊本市中央区本丸地内（熊本城有料区域内）

開催期間：令和 8 年（2026 年）12 月 30 日（水）から令和 9 年（2027 年）1 月 31 日（日）

（2）「後の世へ」（仮称）パネル展の企画実施

「後の世へ」をテーマとし、熊本城の歴史的価値と、2052 年までの復旧・復興の道筋を表現する内容とすること。特に、子どもたちをはじめ、熊本地震を経験していない来場者に対しても熊本地震の教訓および熊本城の魅力を伝え、再来訪につながるものとする。

また、企画にあたってはパネルおよびモニターを活用することとし、パネルだけでなく動画コンテンツ等を効果的に組み合わせた構成とすること。

ア 展示計画案の作成

熊本城有料区域内において、「後の世へ」（仮称）パネル展の展示計画案をスケジュール感も含め作成すること。なお、展示可能スペースは限られているため、動線を意識した提案をすること。

（ア）パネルの展示場所は、天守閣前広場内とする。（別添 1 参照）

- (イ)動画コンテンツは1分程度のものを作成すること。
- (ウ)展示する内容は、熊本城復旧基本計画に基づき作成すること。
- (I)屋外での実施となるため、展示物および機材に対する防水・耐候性等の対策についても明記すること。

イ 展示素材の収集および作成

- (ア)写真・映像等の視覚素材については展示テーマに沿った内容を多様な情報源から収集・選定することとし、必要に応じて新たに復旧イメージの作成を行うこと。なお、熊本城の写真については委託者より提供可能である。
- (イ)収集した素材については展示目的に応じて適切な編集・加工を行い、来場者にとって視認性・理解度の高い資料として展示すること。なお、使用する素材については著作権・肖像権等の権利関係を確認のうえ、必要に応じて使用承諾を取得すること。

ウ その他企画の実施

- (ア)来場の記念として配布物を作成することとし、開催期間中の特定の時間(正月含む土日10日程度)限定で配布を行うこと。

エ 計画調整業務

- (ア)計画調整業務として、工程表の作成、スケジュールの調整、会場レイアウトおよび熊本城内・周辺地域における導線に関する事項、関係団体等の連絡・調整を実施すること。
- (イ)設置機器の動作に必要な電気工事等については、全ての施工を含むものとする。
- (ウ)運営体制の確保として、業務を効率的および効果的に行うために必要となる人員の配置・管理・物品等を調達し、適切な運営体制を確保すること。

オ 運営の実施

- (ア)上記企画に必要となる設備・装飾・備品の設営・撤去に必要な確認や手続きは受託者にて行うものとし、疑義が生じた場合は委託者と協議を行うこと。
- (イ)開催場所における安全管理を行い、大雨等の災害時の対応も考慮した運営を行うこと。

カ 効果測定

開催期間中、来場者に対しアンケートを実施すること。アンケート項目およびノベルティについては委託者から提供するもの。

【留意事項】

「5 事業内容」のうち、熊本城の開園時間(9:00~17:00)を想定し、詳細については別途協議により決定するもの。

特別史跡熊本城跡の構成要素である石垣、建造物、地下遺構等に毀損が及ばないこと、また毀損を防止する対策が十分に配慮されていること。

仮設物の設置等、やむを得ず文化財の現状を変更する必要がある場合は、あらかじめ許可を得ること。

熊本城の管理運営に支障を及ぼさないこと。

「熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱」第2条に掲げる許可基準を全て満たす企画内容とすること。

イベントの運営にあたっては、来場者の安全等も考慮しながら適切な、運営計画等

を熊本市と事前に十分協議すること。

本事業開催期間中は天守閣前広場公開エリアが縮小されているため、本部テントの新規設置含め、スタッフの待機場所を確保することはできない。

6 提案上限額

5,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

7 著作権に係る留意事項

各企画におけるデザイン等の制作に当たり、第三者(熊本市及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて使用する場合があります。

本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 一般事項

受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。

受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。

10 事業実施報告

業務実施報告書 6部

本業務における各業務内容の実施状況・結果及び作成資料等を取りまとめた業務実施報告書を作成すること。

製作物(パネル・動画等)のデータ

イベントの写真素材・動画データ

報告書電子データ（PDF 及び Microsoft office Word または Excel、PowerPoint）
電子データについては電子記録媒体に 及び を格納のうえ、提出すること。

1.1 その他

業務内容の詳細については、相手方選定後、熊本市と協議して決定する。